

令和4年2月19日

飲食店及び集客施設の事業主 各位

藤 枝 市 長 北 村 正 平  
藤枝商工会議所会頭 山 田 壽 久  
岡 部 町 商 工 会 長 鈴 木 秀 樹

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置適用延長に伴う  
時短要請等への協力及び感染防止対策の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、国及び静岡県において、新型コロナウイルス感染者数が依然として高い水準にあることから、静岡県への「まん延防止等重点措置」の適用が延長され、あわせて飲食店及び集客施設への要請も延長されました。

つきましては、静岡県の要請にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記


- 1 要請内容 ※変更なし
  - ・飲食店：営業時間の短縮、酒類の提供制限
  - ・集客施設：感染防止対策の徹底
  
- 2 要請期間 令和4年2月21日（月） 0時から  
令和4年3月 6日（日） 24時まで  
※準備期間なし  
延長前 

令和4年1月27日（木） 0時から
令和4年2月20日（日） 24時まで
  
- 3 協力金 ※変更なし  
飲食店
  - (1) 個人・中小企業
    - ①ふじのくに安全・安心認証店
      - ・酒類提供の場合で、時短営業：1日当たり 2.5万円～7.5万円
      - ・酒類停止の場合で、時短営業：1日当たり 3万円～10万円
    - ②非認証店
      - ・酒類の終日停止かつ時短営業：1日当たり 3万円～10万円
  - (2) 大企業
    - ・個人・中小企業と同様の要請：1日当たり 最大20万円

詳細については、次ページ及び静岡県ホームページでご確認ください。

## 【参考】飲食店に対する「要請内容」と「協力金」について

飲食店への営業時間の短縮要請については、第三者認証の有無や、通常の営業終了時間により要請内容が異なりますので、御確認ください。

飲食店の区分	通常の営業終了時刻	要請内容	1日あたりの協力金額	
			中小企業・個人事業主	大企業（※）
<b>【認証店】</b> 「ふじのくに安全・安心認証制度」の認証店 	午後8時以前	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインを遵守すること（通常どおりの営業）</li> </ul>	協力金対象外【酒類提供可】	協力金対象外【酒類提供可】
	午後8時超 午後9時以前	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインを遵守すること</li> <li>酒類の提供は<b>午後8時まで</b>とすること</li> </ul>	協力金対象外【酒類は午後8時まで提供可】	協力金対象外【酒類は午後8時まで提供可】
		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>午後8時以降</b>に営業しないこと</li> <li><b>終日</b>酒類を提供しないこと</li> </ul>	3～10万円/日 (1日の売上高×0.4) 【酒類提供できません】	0～20万円/日 (1日の売上高減少額×0.4) 【酒類提供できません】
	午後9時超	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>午後8時以降</b>に営業しないこと</li> <li><b>終日</b>酒類を提供しないこと</li> </ul>	3～10万円/日 (1日の売上高×0.4) 【酒類提供できません】	0～20万円/日 (1日の売上高減少額×0.4) 【酒類提供できません】
<ul style="list-style-type: none"> <li><b>午後9時以降</b>に営業しないこと</li> <li>酒類の提供は<b>午後8時まで</b>とすること</li> </ul>		2.5～7.5万円/日 (1日の売上高×0.3) 【酒類は午後8時まで提供可】	0～20万円/日 (1日の売上高減少額×0.4) ※上限：20万円又は「1日の売上高×0.3」の低い額 【酒類は午後8時まで提供可】	
<b>【非認証店】</b> 上記以外の飲食店	午後8時以前	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>終日</b>酒類を提供しないこと</li> </ul>	協力金対象外【酒類提供できません】	協力金対象外【酒類提供できません】
	午後8時超	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>午後8時以降</b>に営業しないこと</li> <li><b>終日</b>酒類を提供しないこと</li> </ul>	3～10万円/日 (1日の売上高×0.4) 【酒類提供できません】	0～20万円/日 (1日の売上高減少額×0.4) 【酒類提供できません】

※中小企業・個人事業主も選択可能です。

※ 詳しくは静岡県の次のサイトをご覧ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>



※ 問い合わせ：静岡県営業時間短縮要請コールセンター

050-5211-6111 9:00～17:00